

(意見聴取)

第12条 区長は、区の運営について必要と認めるときは、常会長を招集し意見を求めることができる。

第 5 章 権利義務

(秩 序)

第13条 区民は、区が定める規程及び申し合わせ等を守り、区の運営に協力しなければならない。

(義務出労)

第14条 区に在住する者は、河川の清掃、道作り等に出労しなければならない。
また、区民は専有林の管理作業等に義務出労するものとする。

(区 費)

第15条 区内に在住している区民及び区内に施設を有する事業所は、区会において別に定める区費を納入しなければならない。

(加入金)

第16条 山吹区内に転入し区民になろうとするときは、区会が定める加入金を納入しなければならない。

(権利の消滅)

第17条 区民は（事業所は除く）区が保有する専有林等の財産について総べて平等に権利を有する。ただし、山吹区外に転出したときはこの権利を消滅する。

第 6 章 経 理

(会計年度)

第18条 区の会計年度は、4月から3月までとする。

(監 査)

第19条 定例会計監査は、10月及び3月の2期とし、監査委員は各期ごとに監査の結果を区会に報告するものとする。また、監査委員は必要に応じ随時監査ができるものとする。

(収 入)

第20条 区の運営に要する経費は、区費のほか区専有林財産並びに基金から生じる収益及び補助金、交付金、その他の収入をもって当てる。

(費用弁償)

第21条 区の運営に従事する役員等について報酬及び手当を支給する。支給する額は報酬等審議会において別に定める額とする。